フランスの移民政策の現状と課題

~海外調査報告~

法務委員会調査室 平出 重保

1 はじめに 問題の所在(調査目的及びその背景)

我が国では、受入れの当否を含め明確な移民政策は確立していない」。

従前、潜在的な場合を含め定住外国人を中心に在留期間のある高度人材や留学生等を対象に加え、出入国管理、教育、雇用等の各分野ごとに政策が検討、策定されてきてはいたが²、移住外国人を社会経済構造に組み入れるか、すなわち移民の受入れについての長期的かつ本質的な政策に関しては、議論や提言等はあっても未だ確たる方向性が示されていないのが現状である。

こうした中、近時、少子高齢社会による人口減少への対応策として、外国人の移住を推 し進める移民政策の提案が積極的になされるようになってきた³。

我が国の少子高齢化現象は、現在でも基幹産業労働者不足、地域衰退等の深刻な社会経済の問題の原因ともなっているが、今後、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加に進展がなければ、2030年には、1,070万人の労働人口の減少が見込まれ、実質経済成長率も0.7%まで低下するとの厚生労働省(雇用政策研究会)の推計がある。

加えて、医療や介護などの特定業種、職業における高度人材不足、更に経済・社会のグローバル化による高度人材の国際的獲得競争の激化現象も生じており、このままでは、地方の地域社会の疲弊や治安崩壊、我が国の経済力の著しい衰退、あるいは社会保障や食料の安定的確保のための大幅な社会的コストの増大が見込まれている。

このような我が国の状況を踏まえ、移民受入れに積極的な立場からは、人口減少による 社会経済の衰退や社会構造の変化を回避するため、移民の受入れによる社会経済の活性 化・国際化を図ろうとして、移民受入政策の確立、移民庁の設置が主張されている。

他方、移民受入れに消極的な立場からは、移民受入れによる労働市場・賃金への悪影響、 産業・社会構造の悪化、社会保障や治安の維持等による社会コスト増などを懸念し、移民 受入れよりも、女性・若者・高齢者・障害者の積極的活用策の拡充、少子化歯止め策の促 進、労働の質の転換や生産性の向上等による社会経済の活性化・国際化を図るよう主張さ れている。

移民大国であった欧州の先進国に目を転じれば、現時点ではおおむね、移民受入れは原則的に禁止する政策を採りつつ、高度人材や労働力不足の分野への移民(労働者)の受入れには積極的である。また、かつて大量に流入した移民の子孫である移民2世、3世は、語学力の不足、低学歴等を原因に厳しい雇用状況に置かれ、彼らの失業率の高まりとともに社会不安が増大する事態となっており、各国とも、彼らに対する教育や就業促進、治安の維持・強化等のため膨大な社会統合コストを必要としている。

かかる状況下、本年3月1日から12日までの間、イタリア共和国、ベルギー王国及びフランス共和国を訪問し、外国人受入れ制度に関する実情調査を行う機会を得た。

本稿では、紙幅の都合もあり、このうち欧州の中でも先進的とも評価され得る選択的移民政策及び社会統合政策を採るフランスに焦点を当て、調査概要を報告する。

2 フランス移民政策の現状と課題

移民受入国として長い歴史のあるフランスも、多くの欧州先進国同様、移民やその子孫 の社会統合に苦しんでいる⁴。

その解決策として、2007 年 5 月、大統領に就任したサルコジ氏(自身もハンガリー系移民 2 世)は、内務大臣時代から取り組んできた選択的移民政策と移民の社会統合政策を一層強力に推進している。

そこで、2003 年、サルコジ氏が内務大臣としてフランスを選択的移民制に転換させる 法律を成立させる時期以降を中心に、実情調査でのインタビューを織り交ぜながら、以下 順次、経緯・背景、現状及び課題に言及する。

(1)経緯・背景

第一次世界大戦以降、人口が急激に減少したフランスは、積極的に移民の受入れを行ってきた。特に、第二次世界大戦後、いわゆる「栄光の30年」(1945年から75年までの間はフランス経済史上最大の経済成長期)には、安価で大量の労働力が必要となり、炭坑や自動車工業の労働者としてスペイン、ポルトガル、マグレブ等から大量の外国人労働者の受入れを行った。当時の移民として受け入れた外国人労働者の多くは、家族を連れず、男性1人で入国してくるのが普通であった。

74 年、第一次オイルショックを契機に、他の欧州先進国同様、原則として、移民受入れの門戸を閉じる(国境の閉鎖及び就労目的の移民受入れの停止。現在までこの方針が維持されている。)こととしたが、その一方で、家族の合流に関する人権に配慮し、既に入国している移民が家族を呼び寄せることを許容していた。このため、家族の呼び寄せによる移民が引き続き増加をし続けることとなった。

1974 年以降サルコジ氏が内務大臣として 2003 年の選択的移民制に転換する法律を成立させるまでの間の移民政策については、おおむね次表のとおりであり、詳細は割愛する。

フランスの移民政策に関する 1974 年以降の主な動き

- 1974.7 第一次オイルショックを受け、原則として外国人労働者の新規受入れの門戸を閉じる。
- 1976.7 「家族再会法」で一定要件の下、家族の呼び寄せを認める。
- 1977.5 外国人の帰国奨励政策(1人1万フランの補助金支給)を開始する。
- 1981.10 不法滞在者を正規化する特別法により、翌年までに約12万3千人に滞在許可

を付与。

- 1989.9 スカーフ着用の女子生徒の授業出席を拒否する事件が発生。
- 1993.6 国籍法改正法により、国籍取得に「意思表示」を義務付ける。
- 1998 不法滞在者を正規化する特別法により、約6万8千人の滞在許可を付与。
- 1998.5 国籍法改正法により、国籍取得の際の「意思表示」を廃止する。
- 2002.10 統合閣僚間委員会、統合高等評議会を設置。
- 2003.11 03 年法(移民の抑制、外国人の滞在及び国籍に関する法律)により、一定地域外から査証申請する外国人の指紋登録、長期滞在許可を得るための滞在期間等の伸長を行う。
- 2004.3 宗教的表徴禁止法で学校において、宗教的な服装を身につけることが禁止される。
- 2005.5 移民制御閣僚間委員会(移民政策の方針決定)を設置。
- 2005.6 差別対策・平等促進最高機関を設置。
- 2005.10 移民の少年が警察官に追われ感電死する事件が発生。これを機に、主に移民2世、3世による暴動が広がり、翌11月、シラク大統領が移民差別の存在を認めるとともに、秩序回復を訴えるテレビ演説を行う。
- 2006.7 06 年法(移民及び統合に関する法律)により、高度人材受入れの推進、家族の呼び寄せ条件の厳格化、10 年以上の滞在者に認められてきた自動的な正規化措置の廃止を行う。
- 2007.5 サルコジ大統領当選。
- 2007.10 国立移民史博物館の開館。 07年法(移民の抑制、統合及び庇護に関する法律)により、家族の呼び寄せ に係るDNA鑑定の導入(実施のための政令は未決定)を行う。
- (出所)宮島喬『移民社会フランスの危機』(岩波書店 平 18.11)11 頁「関連年表」を基に 各種資料により作成

03 年、シラク大統領の下、サルコジ内務大臣は、選択的移民制に転換する法律 (「移 民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する 2003 年 11 月 26 日の法律 第 2003-1119 号」。以下「03 年法」という。) を成立させた。

03 年法の主な目的は、質の高い移民は寛大に受け入れ、非合法の移民には取締りを強化するというものであった。

06 年、サルコジ内務大臣は、移民の選択と社会統合の強化を図る法律 (「移民及び統合に関する 2006 年 7 月 24 日の法律第 2006-911 号」。以下「06 年法」という。) を成立させた。

06 年法は、不法滞在者でも 10 年以上の滞在を証明できれば正規滞在許可を自動的に 交付する制度の廃止、家族の呼び寄せの条件の厳格化(滞在外国人の正規滞在期間の 1 年以上から 18 月以上への伸長、収入要件の基準の引上げ等) フランス人との婚姻によ る滞在許可条件の厳格化(フランス国籍者との結婚期間の2年以上から3年以上への引上げ等)等を行ったほか、後述する移民選別の促進、新規の移民に対する「受入れ・統合契約(CAI)」の締結の義務化を行った5。

07 年、サルコジ氏は大統領に就任し、「移民・統合・国家アイデンティティ・共同開発省」を創設するとともに、家族の呼び寄せの条件の厳格化を図る法律(「移民の抑制、統合及び庇護に関する 2007 年 11 月 20 日の法律 2007-1631 号」。以下「07 年法」という。)を成立させた。

07 年法は、入国前(ビザ取得前)のフランス語の習得及び共和国的価値の理解の義務化、家族の呼び寄せにおけるDNA鑑定の導入等を行った。

(2)現状

ア 選択的移民政策

サルコジ氏が推進している選択的移民政策とは、フランスに利益をもたらす高度人材の優先的受入れとそれ以外の外国人の流入阻止を図るものである。この選択的移民政策は次の06年法及び07年法に特徴的に現れている。

(a)06年法では、移民選別の促進を規定している。

この移民選別の促進とは、フランス経済・社会の需要に沿って労働者を選別し、 経済、科学、文化及び人道に関するプロジェクトに参加できるような外国人のみを 積極的に受け入れるというものである。具体的には、次のとおりである。

能力と才能ある外国人を対象に3年間有効・更新可能な滞在許可証の制度が新設された。

対象となる外国人は、フランス経済の発展やフランスの地位向上に寄与すると考えられる者で、経済、学術、科学、文化、人道、スポーツの分野が想定されている。

また、この滞在許可証は、申請された活動にかかわるどのような職業にも就くことが可能となっている。

学生については、出身国での専門的研究が有意義と認められれば、滞在許可証の 交付・更新が簡素化されることとなった。

また、フランスで高等教育の修士以上の資格を取得した学生は、最大6月間の仮 滞在を許可することとなり、この間就職活動等が可能となった。

(b) 07 年法では、修正により、家族の呼び寄せの際に親子関係の証明のため必要がある場合はDNA鑑定を実施することとされた。

この修正については、人権団体や野党から反対する声が上がったり、国家倫理委員会が「外国人のみを対象とする遺伝学上の身元確認はフランスの法の精神に反する」との判断を下したりしたが、最終的には次のような内容で規定されることとなった。なお、憲法院は、最後の手段としてのDNA鑑定によるという条件付きで合憲であると判断している。

子が3月を超える滞在ビザを申請する場合、 親が 18 月の間正規の身分でフランスに滞在等している場合、 親子が身分証明に欠陥のある国の出身である場合、

保有する身分証明書によっても身分が証明できない場合、 親子がDNA鑑定に同意している場合、 外務省職員等が調査した後、ナント大審裁判所がDNA鑑定の実施を許可した場合の6条件を満たしたときにDNA鑑定を実施するとした(費用は国負担)。

この規定に関して筆者が「国民議会法務委員会」でインタビューした際、「法規上は、DNA鑑定の実施には親子の同意が必要とされたが、実際上は、他の方法による親子関係の証明ができないとビザの発給が困難となるため、DNA鑑定を選択することとなると思う。しかし、規定上では、DNA鑑定は09年12月31日までの期間で試験的に実施するとしたが、3月9日現在、この規定を施行するための政令が発出されていない。恐らく、DNA鑑定による親子関係の証明に対する政治的イデオロギーの対立が激しく、再度国会で議論することは困難であることから、かかる政令は発出されずに期限を迎え、かつ今後も本格的に実施されることはないと考える。ただし、DNA鑑定を要望する移民からは、DNA鑑定による証明ができないことに対し、フランス政府を相手取って訴訟を提起する可能性があると考える。」との回答を得た。

(c) その他

07 年 7 月、サルコジ政権は、オルトフ移民大臣に対して、フランスの経済・社会的発展に寄与する移民を移民全体の50%まで引き上げるよう通達を出した。

08 年 2 月、フランスにおける移民を全体的に統制するため、国内ニーズ及び受入れ能力を考慮して入国及び滞在許可する移民数を毎年決定する方針を示した。

なお、サルコジ大統領は、滞在許可証を持たない移民の国外退去を求めるととも に、07年末までに2万5千人を退去させるという数値目標を発表した。

イ 社会統合政策

社会統合政策の内容は多岐にわたり、フランス語教育を含む職業訓練、住宅状況の改善、社会的文化的適応のための援助活動等であるが、サルコジ氏が推進している社会統合政策の象徴的なものは、移民に「受入れ・統合契約(CAI)」を義務化し、契約内容としてフランス語習得、フランスの社会文化の共通原則の理解、そのための市民教育講座への出席を義務化する一方で、就職、教育等に対する支援を行うというものである。これも06年法及び07年法に特徴的に現れている。

(a) 06 年法では、「受入れ・統合契約(CAI)」の義務化について規定している。 既に、同契約の内容については記述しているので省略するが、移民がフランス語 及び市民研修に出席することを約する代わりに、国家が就職や生活等に関する情報 提供や各種支援を行うというものである⁵。

また、初めて滞在許可を取得し、永続的な滞在を希望する移民は、同契約に従って、語学・市民教育を受けなくてはならなず、更に 10 年間の滞在許可証を取得するには、 共和国憲法の遵守と諸原則の尊重に関する誓約、 それらの諸原則の実際の尊重、 フランス語に関する十分な知識、の3要件とする「統合条件」を満た

す必要があるとされた。

(b)07 年法では、フランス語習得義務及び共和国的価値の理解義務を課す旨規定している。

すなわち、フランスに3月を超えて滞在しようとする場合には、入国前(入国ビザ取得前)にフランス語習得義務及び共和国的価値の理解義務を課す旨の規定を設けた(共和国的価値の理解義務は、既に 06 年法にも規定されていた。)。具体的には、フランスに入国しようとする外国人は、入国前に居住国においてフランス語及び共和国的価値に関するテストを受けなければならず、これに合格しなかった者は、居住国において語学及び共和国的価値に関する市民研修を受け、再度テストに合格しなければ入国できないとするもので、このテスト及び研修は外国人・移民受入庁(ANAEM)が無料で実施している。

なお、「ANAEM」でインタビューした際、共和国的価値の内容及びこれに関するテストのレベルについて筆者が質問したところ「共和国的価値の例としては、一夫多妻制は共和国価値観に合致しない、というものである。この共和国的価値に関するテストの具体的中身は、例えば、共和国の価値観の原則(男女平等、非宗教性、共和国制等)のほか、フランス国旗の色、大統領の氏名などを問う簡単な内容の設問となっている。」との回答を得た。

(3)課題

ア 移民2世、3世を含めた社会統合策の必要性

移民受入国として歴史あるフランスも、フランス人となった移民2世、3世(外国人の両親から生まれた子供でも、11歳から5年以上フランスに居住すれば、成人した時点でフランス国籍を取得できる。)に対する社会統合が問題となっている。

05 年秋に発生した主にマグレブ系 (北アフリカ出身のアラブ人)移民 2 世、3 世による暴動の根底には、彼らに対する、人種差別、失業、貧困、教育、宗教等の問題があるといわれている。

フランス人である移民 2 世、3 世については、フランスの平等原則の思想からすると、彼らが特別に保護されること、すなわち実質平等の確保の思想からの直接救済策を講じることは困難であろう。しかし、彼らが抱える人種差別、失業、貧困、教育、宗教問題は実態として存在するのであり、これを放置すれば更なる問題の拡大が予見される。実質的に移民の子供の教育を充実させるために採られた教育優先地域(ZEP)の施策(形式的には教育が十分でない地域(実質的には移民人口の多い地域)を重点的に救済する施策)のように、実質平等を確保する観点から、新規移民ばかりでなく、移民 2 世、3世を含めた社会統合策の拡充、促進が急がれている。

なお、07 年法の原案 63 条では、移民やその子孫たちの社会での軌跡を追い、社会統合の程度や差別等の状況についてのデータを集積し、そのデータを利用して研究を行うことを許可する旨規定していたが、憲法院で違憲との判断が出された。

イ 社会ニーズに的確に合致した適正な移民流入の量的制御の必要性

3年計画に基づく計画的移民の量的目標を掲げ実行しようとしているが、実際の流入がその時々の社会ニーズ、経済成長等の状況に的確に合致したものとなるのか、実際には婚姻や家族の呼び寄せによる流入量が多い中、実質の伴わない目標達成(単なる数合わせ)ばかりが先行しないか、確実で適正な移民流入の量的制御が今後の課題となろう。

なお、これに関して筆者が「上院法務委員会」でインタビューした際、「政府が掲げる、高度人材の選択的移民の数を移民全体の過半数とする方針や目標は、とても実現が無理なことだと思う。政府の発表では、この目標を達成したとするが、選択的移民や移民全体に関する統計のカウントの仕方によっても結論が異なってくるし、また移民全体の中の家族の呼び寄せの割合が減少しているから、相対的に選択的移民の比率が増加するという関係もあり、政府発表が正しいかは良く検討する必要があると思う。移民に関する数量規制は、余り機能しないし、効果も少ないと思われる。国境の出入りは簡単であり、不法移民を招かないようにする政策も十分でない。現在は、不法移民の出国が困難であるが、不法移民の出国を容易にすれば、不法移民を招来することにはならないと考える。現段階では、短期滞在のビザでの出入りに基づく不法移民の管理は不可能であるため(EU域内は移動が自由であることに由来する)、バイオビザを導入し、出入国の管理をすることが妥当と考えている。政策として、出入国や滞在の管理・取締りに重点が置かれているが、加えて、移民に対して積極的にフランスが必要としている職種、職業等を宣伝・公開する必要性があると思う。」との回答を得た。

3 おわりに 我が国への示唆

当否は別にして、我が国が仮に積極的受入れの移民政策を採ったとしても、グローバル 社会での人材獲得競争の中、移民の受入制度についても、制度間競争があり、我が国の要 望する人材が必ずしも移住するとは限らない。

ましてや高度人材をターゲットにした選択的移民政策を採った場合は、在留資格や定住等に係る法的要件の緩和ないし撤廃、教育や配偶者等の雇用などの環境整備の拡充など他国との絶対優位性の確保を維持・継続していかなければならない。

さらに、人材育成型を採った場合には、育成、生活等の多大なコストを継続支出していかなければならなくなる。

このようなデメリットを踏まえた上で移民の受入れにメリットがあるとして積極的な移民政策を採用するのであれば、移民を受け入れた後の在るべき国家像、受入れの基盤的整備の具体的内容やシステム(「同一労働・同一賃金」等の労働条件整備、多民族共生社会への国民意識改革等)などを明確に提示して、国民的議論がなされることが必要である。

フランスの現状を見るに、移民2世、3世の社会統合を踏まえた長期的視野に立ったビジョンが示せるか、今後の移民政策に関する議論を注視していきたい。

最後に、今般の調査に御協力いただいた訪問先、関係各位に深く感謝を申し上げる。

【参考文献】

宮島喬『移民社会フランスの危機』(岩波書店 平 18.11)

鈴木尊紘『フランスにおける2007年移民法 フランス語習得義務からDNA鑑定まで』(「外国の立法」237(2008.9))

町田敦子ほか『諸外国の外国人労働者受入れ制度と実態 2 0 0 8 』(独立行政法人労働政策研究・研修機構 JILPT資料シリーズ No.46 2008 年 7 月)

今野浩一郎ほか『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合 独・仏・英・伊・蘭 5 ヵ国比較調査 』(独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働政策研究報告書 No.59 平 18.5.19)

独立行政法人労働政策研究・研修機構『最近の欧州移民政策の変化と潮流』(海外労働情報)

多木洋一『フランスの新たな移民政策』(クレア海外通信(海外事務所だより))

- 1999.8 「第9次雇用対策基本計画」(閣議決定)では、単純労働者の受入れについて「十分慎重に対応することが不可欠である。」とした。なお、この計画には、1998 年、専門的技術的分野での在留資格を有する者で外国人登録を行っているものは約 11 万9千人、「定住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格の外国人のうち就労しているものは約 22 万1千人(労働省推計) との記述がある。
- 2000.1 小渕首相の委嘱による「21 世紀日本の構想」懇談会が最終提言「日本のフロンティアは日本の中にある」を公表し、その中で、「移民政策へ踏み出す」、「移民政策をつくる」ことを提案。

[「]移民」については、様々に定義されるが、本稿では「出自ある他国からの移住者」とし、就労・非就労、国籍・市民権取得の有無、居住期間の長短、滞在許可の有無、旧植民地の出身等の要素は捨象した概念とする。したがって、移民の範疇には、観光旅行者や帰国移出民、更に出生地主義の適用を受ける移民2世や3世は含まれないが、季節労働者や年金生活者等の非就労者、更に国籍取得等により帰化した移住者も含まれる(拙稿での定義付けは、論旨を明確化し概念の混乱を回避するためであり、外国人への差別や偏見が惹起・助長されることは意図しない。)。なお、以下に引用する著作物における移民の定義が拙稿のそれと異なるものがあることを注意されたい。

² 政府は、現下の急激な世界的景気後退を受け、本年1月、内閣府に「定住外国人施策推進室」を設けて「定住外国人支援に関する当面の対策について」(内閣府)を、4月、更にこれを拡充し推進するために「定住外国人支援に関する対策の推進について」(定住外国人施策推進会議)をそれぞれ取りまとめた。いずれも、教育対策、雇用対策、住宅対策、帰国支援等広範多岐にわたる緊急対策が掲げられているが、性質上当然に居住外国人を対象とした対処策である。本稿にいう移民政策は、このような居住外国人への対処策ばかりでなく、社会構造の在り方を考慮し、総合的に移住外国人の受入れについてどのような方針で、どのような基盤整備をするかなどについての長期的かつ本質的な政策を意味するものである。

³ 近年の外国人労働者の受入れを中心とした主な議論、提言等

- 2001.3 「e-Japan重点計画」の中で、「外国人人材の受け入れ促進」を提案。その後、特区法制定 や入管法改正により、研究者やIT技術者等の高度人材の獲得・定着のため、在留期間の伸長、 上陸許可基準の緩和等の措置を講じてきている。
- 2005.3 「第3次出入国管理計画」では、「専門的、技術的分野の外国人労働者は積極的な受入れを進めていく。特に高度人材については、その獲得・定着のための方策(在留期間の伸長、永住許可要件の緩和等)を講ずる。」旨策定。
- 2006.7 政府はいわゆる「骨太の方針 2006」(閣議決定)の中で、「優れた外国人研究者・技術者等の高度 人材の受入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受入れについて、その 問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。」とした。
- 2008.6 自民党「外国人材交流推進議員連盟」(会長:中川秀直衆議院議員)の提言を受け、国家戦略本部 (本部長:福田康夫首相)の「日本型移民国家への道プロジェクトチーム」(座長:木村義雄衆議 院議員)が50年間で総人口の10%程度(約1000万人)の受入れ、育成型移民政策、移民庁設置 等を内容とする提言をとりまとめた。
- 2008.6 日本商工会議所が「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望」をとりまとめ、「移民の受け 入れについてどのように考えるか、検討を行うことも必要」と指摘。
- 2008.6 「経済財政改革の基本方針 2008」(閣議決定)の中で、「世界から高度人材の受入れを拡大するため、産官学労で構成する『推進会議』を設置する。『推進会議』の場で、数値目標の設定や必要な施策について検討し、平成 20 年中に関係府省がアクションプログラムを策定する。」とした。
- 2008.10 日本経済団体連合会が「人口減少に対応した経済社会のあり方」をとりまとめ、「日本型移民政策を本格的に検討していくことが求められる」と指摘。
- 2009.5 政府の「高度人材受入推進会議」(議長:田中直毅国際公共政策研究センター理事長)は、最終報告書(6月の予定)の原案をとりまとめ、高度人材に資格、能力等に応じてポイントを付与し、 在留資格や永住権取得などで優遇する「ポイント制」の導入等を提言(『毎日新聞』(平21.5.15))。
- ⁴ 顕著な例としては、1989 年のスカーフ事件に端を発する 2004 年の宗教的表徴禁止法の制定、05 年秋に起こった移民 2 世、 3 世を中心とする一連の暴動を受けての 06 年法、07 年法による徹底した移民の抑制と社会統合の促進が挙げられる。
- 「受入れ・統合契約(CAI)」とは、フランスの滞在を初めて許可された外国人又は 16 歳から 18 歳までの間にフランスに入国し、継続して滞在することを望む外国人が、共和国との間で締結する契約である。この契約は、「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」に規定されているもので、市民研修(フランスの制度及び共和国的価値の研修)、及び必要に応じて語学研修(初級レベルのフランス語研修)の受講義務が生じる一方、フランス社会の情報提供や職業能力適性診断を受けることができる。これらの研修や情報提供等のサービスはすべて無料である。滞在証の最初の更新に当たり、この契約を守らない場合は、更新許可の際に考慮されるとしている。この「受入れ・統合契約(CAI)」制度は、2003 年7月から実施されてはいたが、「推奨される」にとどまっていたものが、06 年法により義務化されることとなった。